

裕 生 園 介護予防短期入所生活介護サービス

重 要 事 項 説 明 書

当事業者は介護保険の指定を受けています。
介護予防短期入所生活介護（宮崎県指定第 4571900036 号）

当事業者はご契約者に対して介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

1.法人名	社会福祉法人 信愛会
2.法人所在地	宮崎県宮崎市高岡町内山 407 番 3
3.電話番号	0 9 8 5 - 8 2 - 0 1 9 6
4.代表者名	理事長 辰元 信
5.設立年月日	昭和 51 年 5 月 26 日

2. 事業所の概要

1.事業所の種類	指定介護予防短期入所生活介護・平成 18 年 4 月 1 日指定 宮崎県 4571900036 号 ※当事業所は特別養護老人ホーム裕生園に併設されています。
2.事業所の目的	介護保険法の趣旨に従い、利用者が可能な限りその有する能力 に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように全般にわたり 支援致します。
3.事業所の名称	特別養護老人ホーム 裕生園
4.事業所の所在地	宮崎県宮崎市高岡町内山 2407 番地 3
5.電話番号	0 9 8 5 - 8 2 - 0 1 9 6
6.事業所長（管理者）	湯地 育生
7.当事業所の運営方針	利用者の人権及び個別性を尊重し、一人ひとりの特性とニーズ に応じた入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活のお世話 やサービスを提供することにより利用者の心身機能の維持並び に利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
8.開設（サービス開始）年月日	介護予防短期入所生活介護・平成 18 年 4 月 1 日

9.事業所が行っている他業務.	【介護老人福祉施設】 宮崎県指定 4571900036 号 定員 74 名 【短期入所生活介護】 宮崎県指定 4571900036 号 定員 6 名 【居宅介護支援事業】 宮崎県指定 4571900366 号 【訪問介護】 宮崎県指定 4571900374 号 【認知症対応型 共同生活介護】 宮崎県指定 4571900213 号 定員 26 名
10.営業日及び営業時間	年中無休 月～金／8 時 30 分～17 時 30 分 土・日・祝日／8 時 30 分～17 時 30 分
11.利用定員	介護予防短期入所生活介護 6 名（短期入所生活介護含む）
12.居室の概要 （介護予防短期入所生活介護）	介護予防短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は原則として 2～4 人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合はその旨お申しで下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。）

3. 職員の配置状況

居室・設備の種類	室 数	備 考
2 人部屋	2 室	
4 人部屋	2 室	
食 堂	1 室	258.0 m ²
機能訓練室	1 室	108.0 m ²
浴 室	1 室	機械浴・特殊浴槽
医 務 室	1 室	

○介護予防短期入所生活介護

職 種	短期入所生活介護	
	常勤換算	指定基準
1.事業所長（管理者）	1	1 名
2.介護職員	21.5	23 名
3.生活相談員	2	1 名
4.看護職員	4.5	4 名
5.機能訓練指導員	1	1 名
6.介護支援専門員	1.5	1 名
7.医 師	病院委託	－
8.栄 養 士	1	1 名

<主な職種の勤務体制>短期入所生活介護

従業者	勤務体制	人員配置体制	休 暇
施設長	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務		4 週 8 休
生活相談員	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）常勤で勤務	日勤 2 名	
介護職員	早番（7:00～16:00） 日勤（8:00～17:00）（9:00～18:00） 遅番（12:00～21:30） 夜勤（21:30～9:00）	早番 3 名 日勤 8 名 遅番 3 名 夜勤 3 名	原 則 4 週 5 休～6 休
看護職員	早番（7:00～16:00） 日勤（8:00～17:00） 遅番（9:30～18:30） ・原則として3名体制で勤務します。 ・夜間については、交代で自宅待機を行い緊急時に備えます。	早番 1 名 日勤 1 名 遅番 1 名	4 週 8 休
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）常勤で勤務	日勤 1 名	4 週 8 休
医 師	週 1 回 回診いたします。		
管理栄養士	日勤（8:30～17:30） ・各行事等に応じて勤務時間帯を変更致します。	日勤 1 名	4 週 8 休

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

それぞれのサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、居住費・食費を除き通常の9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供（但し、滞在費は別途いただきます。）

②食事（但し、食材料費・調理コスト相当は別途いただきます。）

・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。

（食事時間） ・朝食 8:00～ ・昼食 11:45～ ・夕食 17:00～

③口腔ケア

- ・食後の口腔ケア（歯磨き・義歯の洗浄・口腔内清拭等）を毎食後実施致します。

④入 浴

- ・入浴又は清拭を行います。（寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。）
- ・予防介護短期入所生活介護では、入浴又は清拭を週2回行います。

⑤排 泄

- ・排泄の自立を促す為、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑥機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金>

○介護保険給付対象サービス<予防介護短期入所生活介護>

加 算 項 目	要支援 1	要支援 2
併設型介護予防短期入所生活介護Ⅱ	451	561
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位	
機能訓練体制加算	12 単位	
短期生活介護送迎加算	184 単位／日（使用した回数）	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位／月	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	月額単位数×17.2%	

1ヶ月に居宅サービス区分限度を超えて利用した場合は、超過分が全額自己負担になります。
また、利用日数は特に必要と認められた場合を除き、要介護認定の有効期間の概ね半数を超えないようにするという制限があります。

※送迎が必要な場合・・・片道につき184円の加算が付きます。

送迎可能地域 宮崎市・国富町・綾町・野尻町

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。当施設の滞在費・食費の負担額の軽減について、世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

対 象 者		区 分	滞在費	食 費
生活保護受給者		利用者負担 第 1 段階	0 円	300 円
世帯全体が 市町村民税 非課税者	老齢福祉年金受給者	利用者負担 第 2 段階	430 円	600 円
	課税年金収入額と合計所得金額が 年額 82.65 万円以下の方	利用者負担 第 3 段階①	430 円	1,030 円
	課税年金収入額と合計所得金額が 年額 82.65 万円超 120 万円以下	利用者負担 第 3 段階②	530 円	1,360 円
	課税年金収入額と合計所得金額が 年額 120 万円超	利用者負担 第 4 段階	915 円	1,545 円
上記以外の方		利用者負担 第 4 段階	915 円	1,545 円

○介護保険給付対象外サービス（短期入所生活介護）利用料金

食 費	1 日につき 1,545 円 (・朝食 400 円 ・昼食 615 円 ・夕食 530 円)
滞在費	1 日につき 915 円
理容サービス	実費負担（理容師の出張によるもの）
日常生活品の購入代行	購入の依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費
特別な食事	要した費用の実費
日常生活に関する費用で本人に負担 頂くことが適当であるもの	・晩酌、タバコ代金 ・日常生活品の購入代金 ・新聞雑誌等の購読料金等 (要した費用の実費)

(3) 利用料金のお支払い方法

前記 (1)・(2) の料金・費用は次のいずれかでお支払い下さい。

○1 ヶ月ごとに計算し翌月 10 日以降にご請求しますので以下の方法でお支払い下さい。

①自動引き落とし（希望される場合は、職員までお伝えください。）

②指定口座への振り込み

宮崎銀行 高岡支店 普通預金 1 0 4 4 0 0 8
特別養護老人ホーム 裕生園 施設長 湯地 育生

③窓口にてお支払い

(4) 利用の中止・変更・追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合によりサービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

5. 事故発生時の対応マニュアル

事故発生時

- ①応急処置・本人の状況確認
- ②医務へ連絡
- ③処置・病院へ連絡
- ④施設長・事務長へ連絡
- ⑤家族へ連絡
- ⑥保険者（市町村）及び宮崎市役所へ報告

・再発防止のための取り組み

- ①緊急ミーティングの開催
 - ・担当者（当事者・目撃者）、主任看護師、介護主任、介護支援専門員、生活相談員で情報収集・共通の事故報告把握、今後の対応を検討する。
- ②担当者は『事故報告書』作成
- ③『事故報告書』をもとに事故防止委員会にて分析・検討
- ④他の職員に周知を徹底する。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 生活相談員 橋本 直樹、長谷 妙子

・受付時間 毎週月曜日～金曜日
8時30分～17時30分

・ご利用方法 電話 (0985) 82-0196
苦情箱(玄関ホールに設置)

○第三者委員

・黒木 正司委員(高岡町主任児童員)
電話番号 0985-82-0182

○各市町村介護保険窓口

・宮崎市介護長寿課

所在地 宮崎市橘通西1-1-1
電話番号 0985-21-1777

・宮崎市高岡総合支所

所在地 宮崎市高岡町内山2887
電話番号 0985-82-1111

・国富町保険介護課

所在地 国富町大字本庄4800
電話番号 0985-75-9423

・綾町福祉保健課

所在地 綾町大字南俣515
電話番号 0985-77-3141

・野尻保険課

所在地 野尻町大字東麗1183-2
電話番号 0984-44-1100

○国民健康保険団体連合会(国保連)

所在地 宮崎市下原231番地1
電話番号 0985-35-5301

○宮崎県庁 長寿介護課

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番地1号

電話番号 0985-26-7058

令和 年 月 日

指定予防介護短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 裕生園

説明者職名 生活相談員 氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定予防介護短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

〒

利用者住所 _____

氏 名 _____ (印)

代理人名 _____ (印)